

国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 中央線高架下自転車駐車場の使用料の額を改定し、並びに自転車駐車場別に駐車区分及び使用料を規定するため、条例の一部を改正するものである。

国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案

国立市自転車安全利用促進条例(昭和56年3月国立市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「次の各号に掲げる利用区分ごとに」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「定期利用」を「定期利用(月を単位とする利用をいう。以下同じ。)」に、「一時利用」を「一時利用(1日1回を単位とする利用をいう。別表第3において同じ。)」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 使用料

駐車場の名称	車種	駐車区分		金額
国立駅南第1	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,500円
			市外居住者	2,000円

自転車駐車場		一時利用 (1回24時間までごと)	100円
国立駅南第2 自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者 1,500円 市外居住者 2,000円
		原動機付自転車	一時利用 (1回24時間までごと) 150円
	自動二輪車 (総排気量 125cc以下)	一時利用 (1回24時間までごと) 250円	
	自動二輪車 (総排気量 125cc超え)	一時利用 (1回24時間までごと) 300円	
国立駅南第3 自転車駐車場	自転車	一時利用 (1回24時間までごと)	100円
中央線高架下 自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者 1,000円 市外居住者 1,000円
		一時利用 (1回2時間以内)	無料
		一時利用 (1回2時間を超え24 時間まで)	100円
		一時利用 (1回24時間を超え 24時間までごと)	100円
谷保駅北第1 自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者 1,200円 市外居住者 1,600円
		一時利用 (1回24時間までごと)	100円
	自転車	定期利用 市内居住者	1,500円

谷保駅北第2 自転車駐車場	原動機付自転車	(月額)	市外居住者	2,000円
		定期利用 (月額)	市内居住者	1,800円
			市外居住者	2,400円
	自動二輪車 (総排気量 125cc以下)	定期利用(月額)		3,500円
自動二輪車 (総排気量 125cc超え)	定期利用(月額)		4,500円	
谷保駅北第3 自転車駐車場	自転車	一時利用 (1回24時間までごと)		100円
谷保駅北第4 自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,500円
			市外居住者	2,000円
谷保駅北第5 自転車駐車場	自転車	一時利用 (1回24時間までごと)		100円
谷保駅北第6 自転車駐車場	自転車	一時利用 (1回24時間までごと)		100円
谷保駅南自転車 駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,200円
			市外居住者	1,600円
	一時利用 (1回24時間までごと)		100円	
矢川駅北第1 自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,500円
			市外居住者	2,000円
	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,200円
			市外居住者	1,600円
		一時利用 (1回24時間までごと)		100円
	原動機付自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,800円
			市外居住者	2,400円

矢川駅北第2 自転車駐車場	車	一時利用 (1回24時間までごと)		150円
		自動二輪車 (総排気量 125cc以下)	定期利用(月額)	
	一時利用 (1回24時間までごと)		250円	
	自動二輪車 (総排気量 125cc超え)	定期利用(月額)		4,500円
		一時利用 (1回24時間までごと)		300円
	矢川駅北第3 自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者
市外居住者				2,000円
一時利用 (1回24時間までごと)			100円	

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の国立市自転車安全利用促進条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成30年4月1日以後の自転車駐車場の利用に係る使用料から適用し、同日前の自転車駐車場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における使用料に関する特例)

- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における自転車駐車場の利用に係る使用料に限り、新条例別表第3の規定の適用については、同表中央線高架下自転車駐車場の項金額の欄中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。

- 前項の規定により読み替えて適用する新条例別表第3に規定する中央線高架下自転車駐車場の定期利用に係る使用料については、新条例第15条

の規定による減額は行わない。